○近畿地方整備局告示第百八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年四月二十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人兵庫県住宅建築総合センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	岩見　吉剛
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十四年三月三十一日

○北海道開発局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十三日

北海道開発局長　高松　泰

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釧路市音別町音別一七二番一地先から同市音別町本町三丁目一一六番地先まで	前	七・九〇メートル	一・一六七キロメートル
	後	一二・九五メートル	一・一六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北見市留辺蘂町富士見二一七番一地内	前	八・七二～一一・二六メートル	〇・〇四四キロメートル
	後	九・六四～一一・七四メートル	〇・〇四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道勇払郡安平町早来新栄六九五番から同町早来新栄八五〇番一まで	前	二八・〇〇～五五・一五メートル	〇・三八一キロメートル
	後	二七・八八～四三・一八メートル	〇・三八一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

四(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道沙流郡平取町字岩知志五一番四から同町字岩知志五六番一九まで	前	四一・七〇～八一・二九メートル	〇・一八七キロメートル
	後	八三・四八～一二八・七七メートル	〇・一八七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

五(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
稚内市大字宗谷村字富磯二七七番五から同市大字宗谷村字富磯二五三番一まで	前	二一・四〇～二二・六〇メートル	〇・一四七キロメートル
	後	二二・四〇～三七・六〇メートル	〇・一四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

六(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
紋別市渚滑町川向二八二番から同市渚滑町川向一〇五番まで	前	二八・〇〇～五九・〇〇メートル	〇・七三二キロメートル
	後	一二・五〇～七七・〇〇メートル	〇・七三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

七(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡興部町字北興六〇八番一から同町字宇津七九五番一まで	前	一六・八〇～八三・〇〇メートル	〇・四三七キロメートル
	後	九・七〇～六三・〇〇メートル	〇・四三七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

八(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市厚別区厚別南七丁目六八〇番三七から同市厚別区厚別南七丁目六八〇番一一まで	前	五〇・九〇～五一・〇〇メートル	〇・〇〇三キロメートル
	後	四七・八〇～五一・〇〇メートル	〇・〇〇三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部